

平成 23 年度大磯町教育委員会第 6 回定例会会議録

1. 日 時 平成 23 年 9 月 28 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 30 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 岩 井 喜久枝 委員長
竹 内 清 委員長職務代理者
大 橋 伸 明 委員
曾根田 眞 二 委員
依 田 勝 也 教育長
相 田 輝 幸 理事
大 隅 則 久 子ども育成課長
鈴 木 義 邦 子ども育成課主幹
増 尾 克 治 子ども育成課子育て支援室長
松 本 卓 次 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課図書館長
山 口 信 彦 子ども育成課副主幹
4. 傍聴者 4 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 9 号 平成 23 年度大磯町教育委員会の点検・評価について
議案第 10 号 大磯町社会教育委員の委嘱について
8. 協議事項
協議事項第 1 号 小磯幼稚園民間幼稚園誘致に伴う合意事項覚書(案)について
9. 報告事項
報告事項第 1 号 中学校部活動の夏の大会結果について
報告事項第 2 号 平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について
報告事項第 3 号 子ども手当について
報告事項第 4 号 第 58 回おおいそ文化祭の開催について
報告事項第 5 号 学習参考資料展「みんなで調べた今夏の大磯町の花」の実施報告について

10. その他

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、8月定例会が開催されました平成23年8月17日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。8月21日、大磯町総合防災訓練が実施され、教育委員会職員及び学校職員91名、大磯中学校生9名、国府中学校生16名が参加し、大磯小中・国府小中・大磯高校において避難所開設訓練を実施しました。施設・設備の点検、避難者の誘導などの実践的な訓練を行いました。8月25日、厚木市文化会館で開催されました人権問題講演会に、社会教育指導員及び教員合わせて5名が参加しました。8月29日、保健センターにおいて、文化祭運営委員会を開催し、ポスターを決定するとともに、会場設営等について検討いたしました。8月30日、平塚合同庁舎で開催されました、中地区教育長会議に出席いたしました。内容は、指導課事業の初任者の研修で校内研修、校外研修、社会体験研修の日数を減らす方向で話し合いました。平成23年度教員採用試験の状況について、防災教育のマニュアルの作成状況について話し合いをしました。9月1日から9月議会が開会されており、29日が最終日になります。詳細につきましては、10月定例会において事務局から報告いたします。9月3日、郷土資料館において、博物館実習生を対象とした、古文書裏打ちの会の公開講座を開催いたしました。9月14日、小磯幼稚園民営化運営委員会が開催され、合意事項覚書書(案)を協議しました。本日協議事項として提出させていただいております。9月15日、5名の実行委員の参加を得て、第1回「新成人のつどい」実行委員会を開催し、来年1月9日に予定しています「新成人のつどい」の準備を開始いたしました。9月16日、国府小中学校分校、9月17日、国府保育園、9月24日、小磯、たかとり幼稚園において運動会が開催されました。9月28日、図書館においてOISO学び塾を開催し、稲葉講師による「町の歴史『大磯町の別荘建築』」をテーマにした町の歴史講座に、26名の参加がありました。そのほか、8月から9月にかけて、各学校では、地域の方々との懇談会を開催し、大勢の方に参加いただき、様々な意見をいただきました。その他の諸行事につきましては、執行状況表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

議案第9号 平成23年度大磯町教育委員会の点検・評価について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子ども育成課主幹) ただいま教育長からの提案理由にもございましたように、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第27条に基づき、昨年度もその執行状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表を行いました。今年度も対象年度を平成22年度に定め、点検・評価を実施してまいりました。既に、今回の報告書作成にあたり、教育委員の皆様には、自己評価及び事務局の執行事業の評価等をお願いし、素案の段階で何度かご意見等をいただいております。また、前回の定例会において協議をいただきました。そして、誤字脱字等の修正を加えたものが、お手元の報告書になってございます。前回の協議の中では、報告書の分量の多さについてご指摘をいただきましたが、この点については、来年度以降に反映していきたいと考えております。誤字脱字など、細かい部分以外、大きな変更点はございません。冒頭申しましたように、今回、この報告書が完成したことに伴い、改めて、議会への提出と公表についてご了解をいただきたく、付議したものでございます。ご了解いただければ、町議会議長に提出し、ホームページへの掲載や町施設の閲覧コーナーへの常備などにより、公表いたしたいと考えております。ご審議の上、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

(質疑応答)

曾根田委員) 全体的には我々委員が精査してきているので、内容は問題ないと思いますが、前回、私の方から2点ほど外部評価に対する反論をしたのですが、1つは事務連絡調整会議の意味合いともう1点は意見交換会懇談会、31ページの地域ふれあいの関係で外部評価委員の方は「時期尚早であるとの判断の下に勇気ある撤退をするという選択肢もある」ということで、外部評価委員の方と話してどうなったのでしょうか。

子ども育成課主幹) 全体を通した結果につきましては外部評価委員さんにお伝えしましたが、それについての特にコメントはありませんでした。

曾根田委員) 例えば、特にコメントはないということであれば、外部評価の指導助言の中で意見交換懇談会の中でこのような助言があったことに対して、今年度について修正することは考えていますか。

子ども育成課主幹) この報告書についての修正は考えていませんが、来年度以降にこのことについては検討していきたいと考えております。

曾根田委員) 来年度というより今年度予定されている意見交換会とかの中でこれを踏まえて替えるようなことを考えていくことは検討していますかという質問です。

子ども育成課主幹) 今年度は続けて意義があるものだと思いますので、今年度はこのまま続けていくべきだと思っております。会議そのものについて違いがある部分も感じますので、基本的にこのまま行きたいと考えております。

大橋委員) 12月18日開催の懇談会の報告事項のところで磯P連とのと入れた方がわ

かりやすいと思います。前を見て日にちを探さないといけなくなるので。
子ども育成課主幹) そこについては修正いたします。
竹内委員) 前回、検討した時にもお話ししましたが、点検評価をすることは大事なことです。忙しい中での内容の精査ということでもう少しそこら辺を考慮した形で、外部評価委員も含めた形で検討していただければと思います。
子ども育成課主幹) 1つには分量の多さを整理するという項目的に分量を減らすことが考えられます。また、記述の簡略化を行い分量を少なくする。手順も委員の方々に記述をしていただいたものをそのままやっておりますので、こちらである程度まとめたあとに記述していただくようなことも改善点かと思えます。また、来年度検討させていただきながらやっていきたいと考えております。
曾根田委員) 竹内委員と同じような意見ですが、感想ですがどうしてもこのような評価項目だと総論的になりがちで、難しいと思います。これはこれで良いのですが、例えばですが、総論の中でも特に重要なものについては個別・具体論の話ができれば良いと思いました。これは来年度に反映させるとかではなくって、事前に勉強会とかを開いてやることも意義があると考えております。
委員長) それでは、採決に入ります。議案第9号について、原案のとおり採択したいと思えますが、ご異議ありませんでしょうか。
各委員) 異議なし。
委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第9号 平成23年度大磯町教育委員会の点検・評価については原案どおり承認いたします。

議案第10号 大磯町社会教育委員の委嘱について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

生涯学習課長) 議案第10号、大磯町社会教育委員の委嘱について補足説明をさせていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。委嘱の理由でございますが、現在、大磯町社会教育委員の任期は、平成22年6月1日から平成24年5月31日までの2年間でございます。学識経験者として二宮加寿子さんが選任されておりましたが、平成23年7月14日に退職されたことに伴い欠員となりましたので、大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例第3条の規定に基づき、補欠委員としてお願いするものでございます。2ページをご覧ください。大磯町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の全条文と社会教育法における社会教育委員の構成、定数等に関する条文抜粋部分でございます。次に3ページをご覧ください。今回の改選前における社会教育委員の名簿でございます。一番下の二宮加寿子さんが、今回承認をお願いしたい百瀬恵美子さんの前任委員となります。百瀬さんは、女性防火及び交通指導員のボランティア、地区子ども会の会長、高校のPTA会長を歴任され、生涯学習館の使用者でもあり、また、町が社会教育団体に対し補助金を交付する場合には、社会教育委員の会議の意見を聴くことになってはいますが、議員を経験されていますので補助金についても精通されています。今回、百瀬恵美子さんをお願いしたいと考

えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

(質疑応答)

曾根田委員) 参考までに社会教育法第5条で町村の教育委員会の事務として第2項に社会教育委員の委嘱に関しては、教育委員会にあるとありますが、誰がどのように選定をしてきたか設定の経緯を教えてください。

生涯学習課長) なるべく多くの分野からの選出を考えておりました。家庭教育や学校教育、そのようなことを勘案して候補を出しまして、教育委員会事務局の方で選定をして教育委員会定例会に付議させていただいております。

曾根田委員) 事務局の方で複数の方を選定した中で選抜していったイメージですか。この場でこうでしたと言われてもなかなか難しいので、事前にある程度、経緯とかの話があってもしかるべきではないかと思えます。

生涯学習課長) 実際に決まったのが9月13日ということで委員の方にお伝えする時間的な余裕がなかったのですが、今後検討させていただきます。

委員長) それでは、採決に入ります。議案第10号について、原案のとおり採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第10号 大磯町社会教育委員の委嘱については原案どおり承認いたします。

協議事項第1号 小磯幼稚園民間幼稚園誘致に伴う合意事項覚書(案)について

子育て支援室長) 協議事項第1号の「小磯幼稚園民間幼稚園誘致に伴う合意事項覚書(案)」につきまして、ご説明させていただきます。資料をご覧ください。合意事項覚書(案)を付けさせていただきます。こちらの案につきましては、7月20日に開催の大磯町教育委員会第4回定例会の報告事項第2号でご説明をさせていただきました。小磯幼稚園民営化運営委員会を、7月11日と9月14日の2回開催しまして審議していただいたものであります。「合意事項覚書」締結の合意事項一覧に基づきまして、大磯町と学校法人小磯学園を甲、乙として覚書を作成したものであります。「合意事項覚書」締結の合意事項一覧に記載の無い項目は、18. と 24. の2項目であります。18. につきましては、保育料の補助の件で、第1回の運営委員会で委員の方から話がありましたが、公立幼稚園の保育料と同程度の負担になるよう補助することの周知をお願いしたいとの話があり、項目として記載しました。24. につきましては、一般的に記載するもので、覚書について疑義が生じた時は、甲乙協議のうえ定めるものとするという内容であります。覚書の中で、網掛けと2重線のアンダーラインが引いてある箇所が、9月14日に開催しました第2回運営委員会で委員の皆様からご意見をいただき修正した箇所であります。「保護者会」と記載していましたが、「保護者会を代表する役員」に修正しました。本日、ご協議いただきたいのは、覚書(案)内容と、特に保育料の補助の関係で、平成26年度以降入園する園児に対しての補助の考え方につきまして、ご意見をいただきたいと考えております。平成23年度当時在園している園児につきましては、平成

25年度で卒園してしまいます。そのため、平成25年度入園する園児におきましては、その時点で兄弟が在園していることがありますので、その園児につきまして、兄弟と同じに卒園まで保育料の補助をする考えで今までご説明をさせていただいております。今現在は平成26年度に入園する園児につきましては、平成23年度当時在園している園児の兄弟がいませんので、補助しない考えであります。その辺について教育委員の方々のご意見を頂きたいということで協議させていただくものでございます。来年度入園する方については、大磯町の第4次総合計画の中で24年度、25年度ということで私立幼稚園入園者の補助ということで載せてあります。27年度までは補助を行うという考え方です。幼稚園の統合検討委員会の第2回、平成21年8月17日開催の中で26年度以降の補助が無くなった後も私立幼稚園に対する補助に対する検討もという話もありましたので、第2回の運営委員会の中で26年度以降の入園児に対しても補助については、どうなのかという話もありましたので、今日、協議をさせていただきたいということでございます。他の市町村では伊勢原市は私立幼稚園に対して市内、市外ありますが、所得の階層によって年額を定めて補助しているということであります。大磯町では国庫負担の就学援助費については、補助しているのですが、それにプラスして伊勢原市は私立幼稚園に対して補助をしていく状況がありますので、大磯町も小磯幼稚園が私立幼稚園になりますので、26年度以降についても意見をいただきたいと思いますということでございます。26年度の入園児に対して基本的には兄弟がいて、上の子が3人目の時に補助が無くなるということがあります。

(質疑応答)

大橋委員) 「保護者会を代表する役員」だと直しが同じ取られ方だと思いますので、小磯学園が認めたとかにした方が良くと思います。

子育て支援室長) 運営委員会でも話題に出たのが「保護者会を代表する者」とした場合には、今のご意見のようなことがありますので、それで役員という言葉をつけさせていただきました。保護者会という名前については、新しい物を作りますので、それを代表する役員とさせていただいて、人を限定させていただいております。

大橋委員) 25年度入園予定者で切るということですが、3人目に補助が無くなるというのはどうかと思います。3人目を小磯幼稚園に入れたい場合には、はっきりと断るのですか。

子育て支援室長) 運営委員会の中でも話が出ましたが今年度在園している園児が卒園するまでは補助をしましょうという基本的な考えがありまして、25年度に入園する18行目のまたは以降ですが、この表現というのは25年度に年長が23年度に年少にいるわけですね。なので特例で同じようにしましょうということです。26年度については、今、年少だった園児は卒園していて切れているという解釈でやってございますので、26年度で3人目の場合も既に23年度移行の時に在園していた園児がいないということでどこかで、線を引かなければいけないということで、そのような形で今、考えています。ただ、そのようなお話がありますので、幼稚園の統合等検討委員会でも話がありましたとおり、今の町立幼稚園並みの負担ではなく私立幼稚園への就園の援助の関係で対応しよう

と考えております。事務局としては、25年度の入園児に対しては年少の子が年長になりますので、入れ替えのところまでいた園児の兄弟、3人目のお子さんが26年度に入ってきた時にということもありますが、どこかで線を引かなければなりませんので25年度までは補助をしましょうということです。

大橋委員) 補助に対しての例は伊勢原市ですが、大磯の隣は二宮町ですので二宮町と比較するのがわかりやすいと思いますが、二宮の場合は、町立というのが無いから、どこの幼稚園に行っても一律ではないですか。例として挙げていくなら、そのようなのを挙げていった方が他の委員さんもわかりやすいと思います。伊勢原市のことを言われても、せっかくここまでたたき挙げてきたので二宮町と比較するのがわかりやすいと思います。

子育て支援室長) 補助の仕方の考え方を教育委員さんにお考えいただきたいというのがあります。一律の補助の考え方もありますし、階層別の考え方もありますので、金額はいくらとかいうことではありませんので、補助をしていくのかについてもご意見をいただきたいと思います。その意見を踏まえて事務局で検討した中で26年度以降の補助については考えていきたいと思います。今、例として出したのは、1つの例ですので教育委員さんが他の補助が良いということになれば検討していきたいと考えております。

子ども育成課長) 当初、検討委員会の中で補助を移行するにあたって、保育料に差が出るということで、当初は23年、24年の在園児、移行することによって町立だと8,500円のところが約2万円になってしまうところを町立幼稚園に通っていた方には補助しましょうというのが、第1段で検討会で決まった内容です。その中で23年度に入った園児について兄弟が居る場合には特例でできないのかという意見がでまして、それについて、協議した結果、23年度に既に入っていて、年長になった時に年少で入ってくる園児については、特例で補助しましょうというのが検討委員会の結果です。それをやっていると兄弟が多いとそれが続いていってしまうので、26年のところで切らせていただいた経緯があります。そのあとにつきましては、それが町と同じような補助をしましょうと形であって、それ以外の方には大磯町内に始めて私立幼稚園が入ってくることとなりますので、大磯の方が二宮や平塚の幼稚園に行くことに対しては就園補助といった形で国の基準で補助をしておりますので、町単で拡充をすることも、これは新しく誘致する小磯学園だけではなく、私立幼稚園に行っている方全てに対して保育料の補助の拡充をしていくもので、これは当時の話合いの中で次世代の行動計画の中に私立幼稚園への就園補助と言った形で位置づけさせていただいております。今までの検討委員会で決まった流れから行くと23年に入園した兄弟が25年度までに入ってくる場合は町立並みの保育料で卒園できる特例を設けたものです。それ以外につきましては、私立幼稚園への就園の補助の拡充、この私立幼稚園への就園の補助で所得制限に係らなければ、厚く補助ができると思いますが、所得制限がありますので所得制限の緩和等も検討していきたいと思います。第2子、3子になってきますと1子の場合は4万3千円くらいの補助ですが2子になると11万円くらい補助が出ますので、今までの検討委員会から来た流れの中で、現状の覚書の内容が出来ているということです。前回の運営委員会をやった時に26年で線を引くのはどうなのというご意見もありましたので、今後の補助のあり方についても議論していくこと

になると思います。

曾根田委員) 大橋委員が言ったのはたぶん民間幼稚園を誘致して補助の差が出た時に小磯学園が撤退する心配があって、このような話をされたと思いますが、私の考えとしては、まず 24 年度から新しく民間が入って 3 年間補助するというのは基本的な考えで、今の年少が年中になって 25 年度に卒園する訳ですね。25 年度に入ってくる年初に兄弟が居て、例えば、24 年度に入ってきた年少が年中になって、23 年度の年少が年長でいる訳ですね。そこを補助しましょうというのは理解できます。仮に 25 年度に入ってきた年少が年中になればという風にやっていけば永遠に続くわけで、そこはある一定のところで区切るのは、異論ないです。ただし大橋委員が言われたとおり、切るのは必要なのですが、その中で小磯学園の運営状況を見て、やっていけないような状態は困るので運営委員会の中で検討しながら、どうするか柔軟に対応していけば良いと思います。

子ども育成課長) そのような考え方で良いと思います。

曾根田委員) 大橋委員の言っていることはスムーズに計画的に運営して欲しいという話だと思うので、基本方針の中で年度ごとに運営状況を見ながら判断していきましょうということで良いと思います。

竹内委員) 今、曾根田委員のご意見と同じで、どこかで線を引かないことにはずるずると行ってしまうので、それは良いと思います。それと同時にある程度柔軟性も併せ持った中で考えて行くことが大事だと思います。基本的には曾根田委員と同じ考えです。

子ども育成課長) 就学援助費という国の補助がありますので、先ほどと繰り返しますが、2 子、3 子になりますと年間 30 万円くらいの保育料になりますので、小学校 3 年生に長男がいる場合で 2 子が入って来た場合も 11 万円の補助が出るのが国の基準です。それプラス町基準で他の市町村では所得制限を緩和したりしておりますので、小磯学園以外の私立に行っている園児も含めた中で補助の拡充をしてことを議論していきたいと考えております。

曾根田委員) それで良いと思います。所得制限とかいろいろとあると思いますが、柔軟に対応してもらいたいというのが意見です。あと、案の中で第 2 項で「出来る限り対応に努めるものとする」とありますが、これについて小磯学園の対応はどのようなのですか。

子ども育成課長) 小磯幼稚園の臨時職員の方は 3 人居られますが、2 月に面接をした際にそのまま継続を希望ということで採用しております。

曾根田委員) 発言した趣旨は小磯学園の経営方針もあると思いますが、小磯幼稚園の先生方を出来るだけ継続できるようにしてもらいたいという気持ちからの発言です。それと第 10 項「現在町立小磯幼稚園で実施している行事等については極力引き継ぐようにする」とありますが、小磯幼稚園が民間の独自手法で行事を考えている中で、この表現だと今の行事はすべてやってくれということで、納得いかないままやると特徴がなくなってしまうことがあるので、良いものは引き継いでもらって、小磯学園の独自色を出しながらやってもらいたいという趣旨で良いですねという質問です。

子ども育成課長) 臨時職員の継続については、今後も議論していきたいと考えております。

子育て支援室長) 民間の独自性とかは尊重しないといけないと思いますが、急にいろ

いろなことが変わり過ぎてもいけないということでこのような表現にさせていただきました。

曾根田委員) 17項目ですが「乙は幼稚園を運営するにあたり」は「運営にあたり」の方が良いと思います。それから18項で「(小磯幼稚園通園区に限る)」は漢字で良いのですか。基本的には、今の小磯幼稚園を念頭においていると思いますが、念のため冒頭は「こいそ幼稚園」になっているので。

子育て支援室長) これは今の町立小磯幼稚園通園区の方が補助の対象者ですという意味です。冒頭のこいそ幼稚園は移管後の新しい名称です。

大橋委員) 保育料についてですが、町内に私立幼稚園が出来たということで国にプラスして大磯町でも補助していくことは、僕らも考えていかなければいけないと思いますが、一つ聞きたいのは、国の補助を受けられて町外の私立幼稚園に行かれている方は何名いらっしゃるのですか。

子育て支援室長) 平成23年度の申請がきている方で104名だったと思います。正確な数字は、後ほどお答えします。

竹内委員) 保護者会を代表する役員については、一般的に考えると学校とかだとPTAの会長や本部役員あたりが相当するイメージですが、先ほどお話にあった特定の考えをもったグループの代表が保護者会の代表にはならないという理解でよろしいでしょうか。

子育て支援室長) 基本的な考えでは、会長、副会長あと会計等の3役や役員という位置づけの方と考えております。今、お話のような自分達で作った団体が代表ということにはならないと想定しています。

曾根田委員) 町立から民間になるので、今のような常日頃の管理監督ができなくなるという話で変な方向に持っていかれたくないというの也有ります。イメージ的には園に通っている方の保護者の代表というのを持っていますが、そこをちゃんと抑えておいて指導してもらいたいと思います。

委員長) 余分な心配かもしれませんが、意図するところが違う方たちが保護者会を作ることもあるんですね。それを皆さん懸念しているんです。例え幼稚園が認めなくても保護者達が集まって設立すればそのようなこともあり得ると想定しています。私立幼稚園だからこそ、また、そのようなことが起きることもあると思います。新しく誘致する幼稚園が認めていると一言付け加えた方が良いということをお願いしたいんだと思います。

子育て支援室長) ご心配のように保護者会を幼稚園が「認めた」と入れる場合、極端な話し認めた保護者会に入らない保護者もいます。限定しなくとも小磯学園の方では300人近い園児を受け入れてやっており、運営自体のノウハウは持っていますので、そのような団体が出来たとしても小磯学園に任せて大丈夫だと認識しております。

委員長) ないことの方が多いと思いますが例えばということです。他によろしいでしょうか。皆さんから意見もいただきましたので、協議事項第1号 小磯幼稚園民間幼稚園誘致に伴う合意事項覚書(案)については、各委員会から頂いた意見を参考に作成していただき町長の決裁をいただき、10月末に締結していただくこととなります。

報告事項第1号 中学校部活動の夏の大会結果について

子ども育成課主幹) 報告事項第1号 中学校部活動、夏の大会結果について報告させていただきます。どの部活動も日頃の練習の成果を発揮し、ベストを尽くしました。毎年のごとでございますが、県大会以上に駒を進めたというのは相当大変でございます。まず、吹奏楽ですが、国府中学校吹奏楽部は県大会、東関東大会と進み、10月には東日本の大会に出場します。この東日本大会が一番上位の大会と聞いております。大磯中学校も県大会で銅賞を受賞しました。次にソフトテニスの関係でございますが、団体では、県大会で国府中学校の女子が優勝。これは2連覇で、関東大会でベスト8。また、大磯中学校の女子が県大会でベスト8でした。個人戦では、大磯中学校の女子2組が、県大会第5位となり、関東大会に出場しました。国府中学校の女子も1組が県大会第4位となり、関東大会に出場いたしました。水泳競技でも大磯中学校の男子1名が50m自由形で、女子1名が100m・200m自由形で関東大会に出場。また国府中学校の女子1名が100m背泳で関東大会に出場しております。陸上競技につきましては、国府中学校の女子2名が中郡陸上200m、1位と2位で県大会に出場します。また大磯中学校男子2名が1500mで、女子1名が400mで県大会に出場予定です。以上でございます。

(質疑応答)

竹内委員) それぞれの学校で子ども達は頑張ったと思いますし、教育委員会として嬉しく思います。指導した教員に対しても敬意を表したい。吹奏楽部のところで東関東吹奏楽部コンクールは終わり、東日本学校吹奏楽大会は主催が違うのか、上位の大会なのか兼ねあいを教えていただきたい。

子ども育成課主幹) 県大会、東関東大会金賞ということで、そこで推薦を受けたのが東日本です。全国は特にないそうで、東日本が一番の上位の大会だと聞いております。

竹内委員) 県に行くにも大変なので、すばらしい成績だと思います。

報告事項第2号 平成22年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

子ども育成課主幹) 報告事項第2号 平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果につきまして報告いたします。資料をご覧ください。内容は、先般、8月4日に文部科学省から発表されました「平成22年度児童生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査結果について、全国・神奈川県、の結果に加え、大磯町の状況をまとめたものでございます。また、今回の発表の調査結果の項目はありましたが、その中から、「暴力行為」、「いじめ」と「不登校」の3つの項目について報告させていただきます。まず、全国の概要でございます。1『暴力行為』は発生件数の総数、58,899件で、前年度に比べ2千件ほどの減少となっております。校種別に比較しますと、件数の割合は中学校が全体の約72%を占めております。小学校が約12%となっております。形態別では、「生徒間暴力」約57%で全体の半分以上を占め、「器物損壊」約25%、「対

教師」約15%、「対人暴力」約3%となっています。2『いじめ』につきましては、このところ、3年間減少傾向にありましたが、22年度は前年度に比べ2,500件ほど増加しております。学年別のいじめの発生件数は小学校では学年が上がるにつれて増加し、6年生で若干減少しますが、中1で最も件数が増えるという傾向がうかがえます。なお、このような傾向は例年見られるものです。今回から、いじめについて「解決率」が加わりました。合計ですと79.1パーセント、解決しているということになります。3『不登校』につきましては、小・中学校の合計で114,971人。前年度比6.1ポイントの減少となっています。学年が上がるにしたがって増加していくというのが例年の傾向です。不登校の状態が前年度から継続している児童生徒の数は、学年にもよりますが3分の1から半数が継続して不登校となっております。その中で、中学3年生では約63%が継続しての不登校となっております。次に、神奈川県概要でございます。1『暴力行為』は、全体で前年度より1,530件の減少でございますが、高等学校だけが74件の増加となっております。ちなみに神奈川県の暴力行為発生件数は6年ぶりに全国ワースト1を脱しました。合計の発生件数は全国2位、1000人あたりの発生件数は全国5位でございます。2『いじめ』につきましては、全体で前年比920件の増加でございます。校種別では、小学校では学年が進むにつれ増加し、中学校1年生でピークを迎え、その後減少という、ほぼ全国と同様の傾向がみられます。3『不登校』につきましては、全体で約0.2ポイントの減となっておりますが、5年連続全国ワースト1です。出現率では小・中学校ともに、全国を上回っております。最後に、大磯町の概要でございます。1『暴力行為』発生件数は、前年度から15件増加しておりますが、その内、12件は分校の件数でございます。形態別では、「生徒間暴力」がほとんどで、「器物損壊」「対教師暴力」の順となっております。2『いじめ』につきましては、全国・神奈川県では増加傾向にありますが、大磯町では1件の減少でございます。いじめの認知には、教師自身がいかに子ども一人ひとりをよく観察し、「いじめ」であると認知できるかということが問われ、教育相談や子どもへのアンケート調査等を実施するなど、常に実態把握に努めることが大切であるということで、積極的な実態把握が進められた結果、20年度では大きく増加したという経緯がございました。今後も各学校における教育相談やアンケート調査の実施等により「いじめ」を見過ごさない体制づくりをつくっていきたいと考えております。3『不登校』につきましては、小学校では前年度比、2名の増、中学校でも2名の増となっております。平成16年度以降、5年連続で減少していましたが、今回増加いたしました。これらの児童・生徒指導上の諸問題への対応として、中学校に「心の教室相談員」「スクールカウンセラー」を、小学校には小学校指導協力員を配置し、教育相談や問題行動への対応など連携を取りながら、未然防止や早期解決に努めていきたいと考えております。

(質疑応答)

竹内委員) 新たに解決率の定義というか、どういうのを解決率というか教えていただきたい。

子ども育成課主幹) 今まで「いじめ」とかの動向等をその後を調べている訳ですけど、その中で継続しているものと軽度なものなど解決が図られたものと線引き

をしています。学校で判断しての解決率になります。

竹内委員) 文字どおり解決は判るのですが「いじめ」はなかなか「いじめられている人」、「いじている人」が変わっていってしまうこともあるし、また、いじめが解決したということで1ヶ月・2ヶ月は平穩に過ごしていたんだけど、その後、いじめられてしまったということは結構あります。その場合、どうやって解決率を出しているのかなと不思議な点です。

子ども育成課主幹) いじめの形態等ありまして、次始まった場合とかは前からの継続なのか非常に微妙なことが多いと思います。そういう意味では、解決率と出ておりますが、認識としてはそのあと注意深く見ていくことが大切だと思っております。

曾根田委員) 全国と県と比べても大磯は解決率が悪い。文部科学省に確認してまして、解決率の定義ですけれど、解決率はいじめを発見して完全になくなったのがひとつ。1回は解決したのだけど1ヶ月、2ヶ月見ていって各県、各学校で判断が分かれています。一概に言えませんとの回答でした。解決率の中に数字をあげようとすれば継続している物も解決したとすると先生の意識で完全に解決していないものはなっていないとするので、そこは明確な回答はないと言っております。

子ども育成課主幹) 学校の判断ということで、教員の意識という点も大きく影響します。大磯町が低いという側面としては、解決していないんじゃないかという意識はあると思います。

曾根田委員) いじめの問題ですけれど単に報告事項になっているのですが、いじめの諸問題は、教育委員会にとって重要な問題なんで報告だけで良いのかと思います。毎年、文部科学省が県に調査依頼を流しています。今年は、2月17日に文部科学省より県に流しています。県からは3月下旬に各教育委員会に流しています。5月中には、市町村から県に上がって、6月に県から文部科学省に上がっています。今回、文部科学省がまとめて8月に公表しております。事務局側もそういう状況が来ていて、結果が出ましたというだけで良いのですか。そこはどうですか。

子ども育成課主幹) 5月に出た時点での内容とその経過について、そのことについての報告は必要かなと感じました。

曾根田委員) 報告でこうでしたと言うだけで良いと思っておりますか。

子ども育成課主幹) 一つ一つの内容については、件数も内容も聞いております。大きなものについては、教育委員さんに報告しております。

曾根田委員) いじめ問題の程度はあるのですが、すべて報告しなさいと言っているのではなく、案件の1、2は聞いておりますが、大磯町は増えています。21年度から暴力行為も分校を引くと僅かですが中学校で増えていると思います。全国は減っていて、大磯町が増えている話とか、対教師暴力も分校以外のところで増えています。生徒間暴力も分校も増えているけど、全体でも増えています。学校側で対処できるものもあると思うのですが、軽易なものは何も知らなくて、それでいいのですか。県に報告しましたというだけで、事務局の姿勢を聞いているのです。

子ども育成課主幹) 全国と県に比べますと若干増えています。ここでは、数字的な部分で話しをしていますけれど、中身についての対処は、学校での取り組み、軽

易なものは学校での対処で報告を受けて指導を加えております。大きなものにつきましては、教育委員さんに報告しながら指導し、ケースバイケースで個々に対応しております。

曾根田委員) やっていないと言っているのではなく、調査結果を結果が出ましたからで良いのですかと聞いています。いじめの問題は、大事な問題で我々の問題もある訳です。

理事) いじめ問題は勉強会等を設けて意見交換なども考えていかなければいけないと認識しております。学校で解決した面と教育委員会に投げかけられた面と更に教育委員さんに報告している面もあるのですが、単に報告しているだけということではなく、今後無くしていくにはどうしたらいいのかを必要に応じて考えていきたい。

曾根田委員) 定例会にかけるのではなく、事務連絡調整会議とかの情報交換で調査があつてこういう傾向が出ていますということは必要ではないですか。例えば聞きますが、小学校は50%しか解決していませんがどうなっているのですか。

子ども育成課主幹) 解決率は学校の中で判断して継続しているかもしれないとの判断が入りますので、個々についての事例は今は持っていませんけど、継続して見ている意味だと思います。

曾根田委員) それに対して事務局はどう考えているかを聞きたい。

子ども育成課主幹) 一つは、解決率をどう捉えるかと意味だと思ふのですが、継続して見ているからこそ解決していない部分もあると思います。今も取り組んでいる部分もあります。今後も継続して見て行く姿勢は持ち続けなければいけないと思います。

曾根田委員) 今の回答だと学校から来たものを聞いているだけに聞こえるのですが、学校が問題に対してこう対応していますというものを事務局側で学校の対応は間違っていないと判断されているのか、アドバイスをしていますかとウイールを聞いているのであつて、今の回答だと全然見えません。

子ども育成課主幹) 指導については、その件が発生した時点で指導主事が入ったり、個々の案件で学校に出向いたりして指導をしております。

曾根田委員) それならいいです。

竹内委員) 暴力といじめと不登校については、子ども達の教育受ける権利を侵害している大変な事態なんです。まず、そういう認識を持って教育委員会も学校も教員も事に当たっていかないといけない。教育委員会として教員に指導すべきところがあれば指導する。教員も管理職も含めて指導すると同時にサポートするのも我々の仕事です。そのために人が足らなければ人的な措置を加えるのも必要で、地域・保護者と連携して地域の協力を仰いだり、いろいろな手立てを講じながら、ひとつでも少なくしていこうという姿勢が大事ではないかと思ひます。1人減った、1件減ったではなくゼロにする努力が必要ではないかと思ひます。積極的に学校と連携を取りながら、経営者会議で話しをするだけではなくて、個々の先生と話しをすることが必要で、学校を教育委員会がサポートしていると学校に意識してもらえるように仕事をしていかなければいけないと思ひます。

大橋委員) 竹内委員のサポートの面ですけれど、国府中学校のファインダーを覗いてた時に中学校2年生のクラスはどのクラスも授業を妨害したり、教室を立ち歩

くのが目立ったので、どこの学校でも人的バックアップは必要ではないかと感じました。

曾根田委員) 暴力行為の学校種別の中で 21 年度大磯小学校は何件だったのですか。
子ども育成課主幹) 内訳は今は持っておりません。

曾根田委員) 今年度も持っていないのですか。なぜ聞いたかと言うと傾向を見れば警鐘を促すことができると思います。後で教えてください。

委員長) いじめの問題は根の深い部分もありますし、外にでて来ない部分もありますので、教育委員会としても慎重に向かっているかなければいけません。いじめというのはなかなか終わらない駿潮にありますので、解決率にたどり着く以前に対応を考えたりしなければいけないと感じました。こらからも先生方のやる気を引き出していく方法を考えながら生徒指導に向かっていただきたい。日教組の報告でも 40 代、50 代の先生方が情熱を失っているという報告がありました。先生方には、生徒指導に情熱を注いでいただきたいと思いますので、人的サポートも大事ですが、精神的サポートも相当大事だと思います。その面も教育委員会事務局の方で留意していただいて指導をよろしくお願いしたいと思います。

報告事項第 3 号 子ども手当について

子育て支援室長) 報告事項第 3 号の資料をご覧ください。「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が平成 23 年 8 月 26 日に成立し、平成 23 年 10 月分から平成 24 年 3 月分までの子ども手当の内容が決まりました。概要につきまして、平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の概要の資料によりご説明させていただきます。支給額・支給期間ですが、支給額は、3 歳未満は月額 1 万 5 千円、3 歳以上小学校修了前（第 1、2 子）は月額 1 万円、3 歳以上小学校修了前（第 3 子以降）は月額 1 万 5 千円、中学生は月額 1 万円です。支給期間は、平成 23 年 10 月分から平成 24 年 3 月分までです。なお、(4) の検討規定にありますが、平成 24 年度以降につきましては、現在の子ども手当の見直しを行う。また、平成 24 年 6 月分以降の給付からは、所得制限を設ける。などの内容になっております。2 枚目の平成 23 年 9 月 8 日記者発表資料の「「子ども手当」への対応について」につきましては、神奈川県がつなぎ法の時と同様に、県負担を行うという内容を記者発表したものであります。総額の変更、財源内訳の変更もありますので、12 月議会に補正予算を提出することを考えております。よろしくお願ひいたします。

(質疑応答)

大橋委員) 学校給食費については、本人の同意により手当から納付できるとなっておりますが、給食費の未納者の方が子ども手当を配ることによって減ったとか学校から聞いていますか。

子育て支援室長) 本人の同意ということで制度化されたのですが、今までは給食費に充てた内容はありません。

大橋委員) 本人とは、子どものことですね。

子育て支援室長) 受ける方が保護者になりますので、本人は保護者になります。

大橋委員) これによって学校給食の未納が減ったとかは実際ないのですか。

子育て支援室長) 今回、この法律で初めて法的になったもので、子ども手当てによって解決出来たかというとなりません。

曾根田委員) これに伴って23年度神奈川方式で新たな子育て支援施策のための市町村交付金が全部で164億円あると思うのですが、これは新たな子育て支援にも使えるし、既存の子育て支援にも使えるというので、町としてはどういう状況ですか。

子育て支援室長) 当初、子ども手当てが全額国庫ということで県が調整し予算措置しました。それに伴って県の負担もありましたので、基金については、そのまま県で行っていくことになりました。町も施設整備等については手を挙げてごさいます。手続きはまだです。

曾根田委員) 神奈川方式で市町村に基金を創設しますという話があつて、そのお金がどうなっていますか。

子育て支援室長) 町にお金が増えて町が基金としていただいているわけではありません。

曾根田委員) 新たな市町村交付金の創設とあつて、市町村がそれぞれのニーズにあつた幅広い子ども施策を展開するにあつて市町村が使いやすく施策効果を発揮しやすい子育て支援事業市町村交付金を補正し24年度も使用できます。ここですけれど。

子育て支援室長) 基金を創設するために県からお金がきていることはないです。

曾根田委員) 子ども手当ての関係で神奈川県が対応してきて、県として負担できないから国に申し立てしてきました。今回の国会で国が譲歩して、それに基づいて9月8日県の通達がきています。その中で県では、新たな子育て支援施策として神奈川方式として23年度で「それぞれの役割を踏まえた支援施策を実施しています」とあります。町交付金に交付していますとあります。

子ども育成課長) 交付されるということで、歳入に交付金の予算は組んでいます。

曾根田委員) 基金が出来ますという話は入っていますか。

子ども育成課長) 県から来た交付金を子育て支援の財源に充当します。

委員長) 今のお話しは子ども個人に対して使うものではないですよ。子ども手当てとは別の全体的な子育て支援ということですね。

報告事項第4号 第58回おおいそ文化祭の開催について

生涯学習課長) 報告事項第4号、第58回おおいそ文化祭の開催についてご報告いたします。資料をご覧ください。本年度のおおいそ文化祭も昨年度に引き続き、町内公共施設を利用した分散型で開催いたします。開催日は10月22日、土曜日、10月23日、日曜日の2日間となり、地域会館などにおきましても10月8日、土曜日から各地区の文化祭が開催されます。今年度も、大磯町文化団体連盟のご協力をいただき、展示・発表部門に多くの団体が参加されるとともに、各会場の準備や開催期間中の運営については実行委員会を中心に、参加団体による積極的な協力が行われます。資料をお開きいただき、「おおいそ文化祭会場案内図」をご覧ください。まず、展示会場としては、保健センターと図書館

を使用いたします。保健センター・図書館ともに、展示のほか体験コーナーなども開催されます。次に、福祉センターさざれ石2階レクリエーション室では、22日、土曜日の9時からオープニングセレモニーが開催され、引き続き翌23日まで各団体による発表部門の会場となります。郷土資料館では、個人を対象とした公募作品展であります「おおいそ美術展」とともに、11月3日、祝日に「古文書裏打ち体験会」が開催されます。また、中丸の西長院では、24日、月曜日に大磯町指定有形文化財特別公開として、中丸身代わり地蔵尊が公開されます。なお、後ほど報告いたしますが、秋季企画展「澤田美喜―人生はどんな色にでも塗り替えられるキャンバス―」が10月22日、土曜日から開催となります。その他の内容につきましては、記載のとおりでございますが、多数の方が各会場にご来場いただくよう、今回も「おおいそ文化祭～会場めぐり～スタンプラリー」を開催します。4会場に置かれたスタンプのうち3個以上のスタンプが揃った方には、参加団体から寄贈されたポストカードや手工芸品などをプレゼントする催しも行ってまいります。裏面につきましては、各地区などで開催される文化祭行事を紹介しており、地域会館をはじめとした12会場で実施されます。なお、文化祭開催について町民への周知につきましては、広報10月号の配布にあわせたパンフレットの全世帯配布、町内掲示板へのポスター掲示とともに、参加団体の方には町内の店舗等にポスターを掲示していただくようご協力をいただき、PRを行ってまいります。

報告事項第5号 学習参考資料展「みんなで調べた今夏の大磯町の花」の実施報告について

生涯学習課長) 報告事項第5号、学習参考資料展「みんなで調べた今夏の大磯町の花」の、開催結果についての概要をご報告いたします。表紙をおめくりください。この企画展は、郷土資料館平成23年度第2回企画展で、小中学生の理科の学習内容に合わせた資料展を、町内で夏に見られる植物の種類や分布の傾向を学習するとともに花の色・形の多様性を理解していただくため開催したものでございます。展示は、昨年実施した住民参加型の調査「春の花の分布調査」に引き続き、本年は「夏の花」をテーマに調査を実施し、夏の七草、樹木で夏に大磯町内でよく見かけるミズキ属の植物、町の花ハマヒルガオを含む植物の計14種を対象といたしました。また、分布調査に並行して期間中に町内で見かけた植物の花を撮影し、日時、場所等を記録しました。会期は、7月23日から9月25日までの54日間でしたが、台風の影響により9月21日までの50日間となりました。入館総数3,423人で、1日平均69人でした。準備調査は、30人、延べで104人で10回行いましたが、2回は雨天中止となりました。写真の提供は、11人の方から92点の提供を受けました。また、参考資料として3名の方から展示用の生花の提供を受けました。

(質疑応答)

竹内委員) 小・中学生に理科に合わせてという内容になっていると思うのですが、入館者の中で小・中学生の割合は分かりますか。

生涯学習課長) 資料は手元にありませんが、内容が内容なので小・中学生の来館は当然あったと思います。

報告事項第 6 号 大磯町郷土資料館の臨時休館について

生涯学習課長) 報告事項第 6 号、郷土資料館の臨時休館についてご報告いたします。1 ページ目をお開きください。臨時休館日を定めた理由につきましては、台風 15 号による被害に伴い、来館者が郷土資料館への入退館ができなくなったため、平成 23 年 9 月 22 日の木曜日から臨時休館いたしましたので報告します。なお、玄関等をふさいでいる倒木等が除去され、安全が確認され次第開館します。また、本件については、教育委員会の付議事項であります但緊急を要するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 2 項の規程により教育長の専決としましたので報告するものでございます。被害の概要につきましては、郷土資料館の建物に被害はありませんでしたが、郷土資料館へ通じる公園園路に倒木や落枝が多数発生しました。特に郷土資料館玄関付近のケヤキの大木が倒れ、玄関を完全にふさいだため、玄関からの入退館が不可能となっております。なお、被害を受けた樹木は公園管理のため、城山公園事務所ならびに平塚土木事務所が順次復旧を行っております。被害の詳細につきましては、郷土資料館及び県立大磯城山公園内の資料館への影響箇所については、記載のとおりでございます。裏面の 2 ページをご覧ください。こちらは大磯町郷土資料館の設置、管理に関する条例施行規則の抜粋部分でございます。

(質疑応答)

曾根田委員) 臨時休館の目途はありますか。

生涯学習課長) 本来でしたら昨日、玄関の前の大木を処理する予定でしたが、朝方雨が降ったため中止となりました。今日から玄関前の大木を撤去しておりますので 2, 3 日の中には除去できますので休館は解けると思います。

委員長) 1 日も早い開館を望みます。

その他

子ども育成課長) 次回の定例会は 10 月 19 日午前 9 時から図書館 2 階大会議室で行います。午後からは生沢分校への訪問があります。よろしく願いいたします。

子育て支援室長) 先程、大橋委員より質問のありました就園補助金の関係ですが、件数ですけれども 23 年度 104 件申請がありまして 80 件交付している状況です。22 年度は、109 件申請がありまして 79 件交付をしている状況です。

教育長) 9 月 30 日を持ちまして委員長が退任になります。退任にあたりまして一言お願いします。

委員長) あいさつ

生涯学習課長) 生涯学習館の耐震診断調査実施に伴う一部使用停止について、お知らせさせていただきます。11 月 14 日(月)から 21 日(月)の 8 日間、生涯学習館の耐震診断調査を実施しますので、事務室、プレハブの講習室、1 階のロビー

及び芝生の部分は通常通り使用できますが、本館の1階と2階の会議室につきましては、壁を剥がし、埋め戻す工事を伴いますので安全面を考慮して使用停止とさせていただきます。なお、11月分の使用申し込みにつきましては、9月1日から受付を開始しております。使用停止部分につきましては耐震診断調査の事情をご説明申し上げており、現在のところ特段クレーム等はございません。教育委員の皆様にもご承知おきくださるようお知らせします。

曾根田委員) 学校のプールの関係で、今後のスケジュールを教えてください。

子ども育成課長) 本日の夜、説明会がございます。明日、請願の審査があります。また、明日、要望書が町長宛に出てくると聞いております。今日の説明会は、今までの経過の説明となります。また、いろいろなご意見が出ると思います。請願の審査結果を含めて、最終的に政策会議で決定することになります。

曾根田委員) 明日また何か出るのですか。

理事) 請願を出して審議していただいています。それとは別にプールに対する要望を町長の方に出されると話しがあったそうです。要望書にも署名が付いているというお話なので、いろいろなことを考慮しつつ町長と政策会議を行っていくということになっています。

曾根田委員) 請願の審議をしている最中に要望書を出すのですか。

理事) 議会の9時から始まる前に町長の方に持ってこられると聞いています。

曾根田委員) 請願に対しては、議会で淡々とやるのですよね。

理事) 請願は、議会に出ていますので、審議されます。要望は、町長に出されるのでまた別です。

曾根田委員) 1週間以内に教育委員会臨時会や議会臨時会の日程は変更になるのですか。

理事) 現段階では、まだわかりませんが請願の結果等を見て補正予算を町として上げていくことになれば政策会議で決定したいし、補正予算を上げていくことになると教育委員会臨時会を開催させていただきたいと考えております。町議会の臨時会をお願いして補正予算を審議していただくというスケジュールになると思います。

曾根田委員) 署名を集めて請願を出しました。請願については、憲法16条で言っています権利なので問題はないのですが、福祉文教常任委員会が開催されて議事録も公表されていると思うのですが、議論されて不採択になっています。署名の集め方にも聞くところがあって、署名の効果について規定しているものはないのですが、有効、無効は議会側で審議しているのですが、ある情報によるとグラウンドの真中にプールを造るとか、新聞のプレスにも学校プールについて変なことが書いてありました。それについては福祉文教常任委員会では、出なかったですか。学校の真中にプールを造るのはおかしいのではないかという署名集めはおかしいのではないかという話しも流れているのですが。

理事) そういう話しは、こちらも噂で聞いております。福祉文教常任委員会ではなかったと思います。

曾根田委員) 正しい判断をしたと思います。議会の中で仮に請願が不採択になった時には、議会は当初どおり学校のグラウンドにプールを造っていくという判断なんですよ。議決を踏まえたら、あそこは、行動を起しているんですよ。議会承認受けたということは、学校プールを始めましょうということなんです。

よね。

理事) 議会の判断としては、仮に不採択となるとプールをやりましょうということだと思います。

曾根田委員) 町側に対してやりなさいという結論と同じですよ。議決したことを要望が出たからといってまた揉むのですか。

理事) 今は、わかりません。今は要望は出ていませんし、要望が出るという話があります。議会は議会で審議いただいていますし、我々としましては、議会の結果等を踏まえて、補正予算をどうするかを町長と相談して政策会議に掛けていきたい。

曾根田委員) 議会でのやれと言ったことを政策会議でやらないかもしれないということですか。

理事) 町としてプールの補正予算の事で政策会議を開催するものです。

曾根田委員) 請願は採択されるんですよ。仮に不採択となった場合は、造っていきなさいと同じ意味だと私は思っているのです。それを踏まえて町としては、積極的な方法論を政策会議で揉むので進めて行くのですよね。そういう理解でいいですよ。要望が出て町長が変わるということはあるのですか。

理事) 事務レベルでは、判りません。

曾根田委員) 何が言いたいかということ、本当にプールを造る気があるのかということ。このままですと来年できないではないですか。

理事) 平成 20 年にプールが無くなってから積み重ねてきた仕事ですので、教育委員会事務局としては、プールの実現に向けて努力しているところです。

曾根田委員) 仮に不採択となったときに、先月の設計と変わりはないですか。

子ども育成課長) 日よけを付けたとかはありますが、基本的な設計図面は変更はないです。

曾根田委員) 請願があったから直すことはないですよ。

子ども育成課長) 日よけは設置しましたが、基本的な設計は変わっていません。

曾根田委員) 署名集めについて、ありもしない中身で署名したことが出るかわかりませんが、そのような署名集めに対してどう思うのかと疑問なんです。プレスにもそういうことが書いてあるので事実確認をしないのかと思います。

大橋委員) 反対の方だと思いますが、度を行き過ぎているなと思います。

大橋委員) この間の台風で国府中のテニスコートのフェンスが曲がったというのはあるのですが、百葉箱が粉々になったのですが要望は来ていますか。

子ども育成課主幹) 使用不可能だということは聞いております。

竹内委員) 台風による学校の被害状況を簡単に教えてください。

子ども育成課主幹) 大磯小学校ですが、岩せき園にある大きな木の倒木により木が電線に架かり撤去いたしました。国府小学校では、体育館東側フェンスのあたりの木が倒れました。南校舎の外灯が壊れました。大磯中学校では、1号館の北と東で倒木がありまして藤棚も倒壊しました。国府中学校では、テニスコートのフェンス、コンピュータについても電源異常によるサーバーのダウンがありました。大磯幼稚園では、園庭の木がブランコに倒れました。プールにもひびが入りました。小磯幼稚園では、保育室の窓から雨漏り、国府幼稚園では、ホール天井雨漏り、たかとり幼稚園では、倒木2本、サッシ下より浸水、国府保育園では、隣の栗の木の倒木がありました。

生涯学習課長) 生涯学習関係につきましては、郷土資料館につきましては、先程の報告のとおりでございます。図書館につきましては、被害等はありません。生涯学習館につきましては、隣接しています県有林が高い位置で折れておりまして生涯学習館の敷地に落下する恐れがありますので、所有者の県に連絡しまして本日から撤去作業に入っています。2本ありますが、本日は1本、その後にもう1本処理する予定ですので、1週間程度で撤去できる予定です。

竹内委員) 教育活動には支障がないということによろしいですか。学校の要望には出来るだけ答えてあげてください。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 23 年 10 月 19 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____